

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、信用金庫法

施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用金庫
又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等（平成十年 金融監督庁
大 蔵 省 告示第十一
号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応
する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>信用金庫法施行規則第六十四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等</p> <p>(信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則(以下「規則」という。)第六十四条第三項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。)第五十三条第三項第一号又は第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条 規則第六十四条第三項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務(以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。)を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同</p>	<p>信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等</p> <p>(信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則(以下「規則」という。)第六十四条第五項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。)第五十三条第三項第一号又は第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条 規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務(以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。)を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同</p>

号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第六十四条第三項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

「一・二 略」

（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第六十四条第三項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

「一〇七 略」

（法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条 規則第六十四条第九項第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。

号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

「一・二 同上」

（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第六十四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

「一〇七 同上」

（法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条 規則第六十四条第十二項第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。